

高齢者や障がい者への虐待をみんなで防ごう！

高齢者や障がい者への虐待は5つの種別があります

暴力を加える

(身体的虐待)

- ・平手打ちをする
- ・つねる、殴る、蹴る
- ・無理やり食事を口に入れる
- ・ベッドに縛りつける
- ・薬を過剰に服用させるなど

金銭や財産を勝手に使う

(経済的虐待)

- ・お金を渡さない、使わない
- ・本人の家などの財産を無断で売却する
- ・年金や預金通帳などを管理し、本人の意思・利益に反して使うなど

精神的な苦痛を与える

(心理的虐待)

- ・排せつの失敗を笑ったり、人前で話して恥をかかせたりする
- ・子ども扱いするなどして侮辱する
- ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視するなど

世話をしない

(介護や世話の放棄・放任)

- ・入浴をさせない
- ・食事や水分を与えず、低栄養状態や脱水状態にする
- ・室内のゴミや汚物の処理を後回しにする
- ・必要とする介護・医療サービスを使わせないなど

性的な行為を強要する

(性的虐待)

- ・排せつを失敗した罰として、下半身を裸にして放置する
- ・本人の前でわいせつな話をする
- ・キスをしたり、性器を触らせたり、性行為等を強要したりするなど

健康
福祉
課

長寿
介護
係
地域包
括支
援セン
ターア

障
害
福
祉
係
1183
1182
1186



25 25 25

誰による虐待が対象となるの？

虐待は、家庭内だけ起こるものではなく、施設や職場などでも起こる可能性があります。法律では、虐待を次の種類に分けています。

養護者による虐待	高齢者や障がい者の世話や金銭の管理など、身の回りの世話をしている家族や親族、同居するかたによる虐待
従事者による虐待	介護施設や障害者福祉施設などで働く職員による虐待
使用者による虐待	会社や一般の事業所などで、障がい者を雇っている事業主や上司などによる虐待

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」および「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

虐待はどうして起こるの？

虐待が起こる背景には、さまざまな要因があります。特に生活の世話は虐待と大きく結びついています。「家族だからこそきちんとしなければ」という責任感や、なまざまな要因があります。特

虐待は早い時期に第三者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることができです。

虐待をしているかた、されているかたの両方を虐待から守るために、「虐待かもしれない」と思った時は連絡（通報）してください。

虐待は早い時期に第三者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることができです。虐待をしているかた、されているかたの両方を虐待から守るために、「虐待かもしれない」と思った時は連絡（通報）してください。

虐待かも？と思ったら：

できることから行動しましょう

①日常的な声かけ

②見守り

夜になると、部屋の明かりがつかない、最近姿を見かけないなど、虐待につながる小さなサインは外からでも確認できます。

③相談をすすめる

④家族での話し合い

これらは介護放棄にあたる可能性があるので、医療や介護の専門家の意見を聞くことが大切です。

地域で虐待を防ぐために：

虐待は特定の人や特定の家

庭で起こるものではありません。自分にも起こりうる身近な問題であると認識しておくことが必要です。

また、みんなが自分自身の問題として虐待が起ころうが地域全体で支えあつていいことが大切です。

その家族を孤立させないよう

にします。